

すず吹奏楽団規約

第1章 総 則

第1条 名 称
本団は 『すず吹奏楽団』 と称する。

第2条 事務局
本団は、事務局を 珠洲市飯田町1-1-8 ラポルトすず に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目 的
本団は、「ラポルトすず」を拠点とし、吹奏楽の練習、演奏、発表を通じ、吹奏楽レベルの向上と団員の健全育成と親睦を図るとともに、地域への貢献（珠洲市音楽文化レベルの向上と地域活性化に寄与すること）を目的とする。

第4条 事 業
1) 団員相互の演奏技術の向上
2) 演奏会の開催
3) 市の文化事業への参加
4) 他団体の事業に対する協力
5) その他目的達成に必要な事業
尚、この事業の年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

第3章 団員及び会費

第5条 団員の種類
1) 正団員 本規約に同意し、所定の手続きを経て入団を承認された者
2) 特別団員 団長が特に認めたもの

第6条 入団資格
1) 本団の目的を理解し活動に参加出来る者。
2) 在住地、在勤地、及び経験の有無は問わない。
3) 高校生または18才未満の場合は保護者の承諾を必要とする。

尚、この手続きは毎年更新するものとする。

第7条 団員の義務

- 1) 団員は、団の活動に積極的に参加するものとする。
- 2) 団員は、別に定める会費を納めるものとする。

第8条 会費

- 1) 団費 定められた会費。
 - ・ 会費とは年会費をいう。
 - ・ 年度途中の入退団者については別途協議する。
 - ・ 会費は年度内に収めるものとする。
 - ・ 会費の未納がある場合は団員の資格を失う場合がある。
(資格を失った場合も未納分がある場合は支払いを求める。)
- 2) 特別団費 特に団長が定めたもの。
- 3) その他 行事開催・参加にあたり、必要に応じて徴収する。

第4章 役員

第9条 役職と任務

- 1) 団長 団を代表し、団の活動の総括を行う。
- 2) 副団長 団長を補佐し、団長不在の際は団長を代行する。
- 3) 事務局長 団の業務運営全般を行う。
- 4) 事務局次長 事務局長を補佐し、事務局長不在の際は事務局長を代行する。
- 5) 事務局員 庶務、会計、渉外、広報、通信事務などを行う。
- 6) 音楽部長 音楽委員会を組織し、音楽に関する業務全体を行う。
- 7) 団内指揮者 練習および対外演奏の指揮をし、音楽作りにあたる。
選曲、練習の内容・計画など音楽的側面をリードする。
- 8) セクションリーダー 各セクションのパートをまとめ音楽部長を補佐する。
- 9) パートリーダー 所属パートを代表してパート員と団とをつなぐ役割を果たすとともに、音楽面に関する意見集約を行う。
- 10) 監事 活動および会計、備品等の監査を行い、これを報告する。
監事は、団外の者が就くことができる。

第10条 役員の定数と選出方法

- 1) 団長 1名 団員より選出し、総会で承認を得る。
- 2) 副団長 2名以上 団長が指名し、総会で承認を得る。
- 3) 事務局長 1名 団長が指名し、総会で承認を得る。
- 4) 事務局次長 1名 事務局長が推薦し、総会で承認を得る。

- | | | | |
|-----|-----------|--------|---------------------------|
| 5) | 事務局員 | 若干名 | 事務局長が推薦し、総会で承認を得る。 |
| 6) | 音楽部長 | 1名 | 団長が指名し、総会で承認を得る。 |
| 7) | 団内指揮者 | 2名 | 音楽部が推薦し、運営委員会および総会で承認を得る。 |
| 8) | セクションリーダー | 2名 | 音楽部長が推薦し、総会で承認を得る。 |
| 9) | パートリーダー | 各パート1名 | パートで互選する。 |
| 10) | 監事 | 2名 | 総会で承認を得る。 |

第11条 名誉団長、顧問および相談役など

- 1) 名誉団長、顧問および相談役などを若干名おくことができる。
- 2) 名誉団長、顧問および相談役などは、運営委員会でこれを推薦し、団長が委嘱する。
- 3) 名誉団長、顧問および相談役などは、本団の運営について団長および役員に助言する。

第5章 会 議

第12条 各種委員会

- 1) 運営委員会 団長、副団長、事務局長、事務局次長、音楽部長、セクションリーダー、その他必要に応じて団長が指名した者で構成する。
総会からの付議を受け、本団の運営について起案、審議、決定をする。
- 2) 音楽委員会 音楽部長、団内指揮者、セクションリーダー、パートリーダーで構成する。
音楽的向上を目指し、選曲、練習内容、練習計画など音楽的側面について起案、審議、決定をする。
ただし、選曲、練習以外の事項については、運営委員会の承認を必要とする。
- 3) その他委員会 必要に応じてその他委員会を設置することができる。

第13条 総 会

- 1) 通常総会 原則、年1回とする。
- 2) 臨時総会 役員が必要と認めた場合、または全団員の3分の1の要求があった場合に開催することができる。
- 3) 招 集 団長が招集する。
- 4) 成立条件 全団員の過半数の出席、または委任状をもって成立する。

- 5) 議 件 予算、決算、事業計画、役員改選及び規約の改定など必要
事案を審議、決定、承認する。
- 6) 議 長 総会の議長は、役員を除く団員の互選により選出される。
- 7) 議 決 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。
ただし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 8) 特 例 総会を臨時に招集することが困難な場合、その決定権を役員
会に委ねることができる。

第6章 会 計

第14条 会計年度

本団の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第15条 収 入

本団の経費は、団員より徴収する会費のほか、補助金、寄付金その他の事業
収入をもってこれに充てる。

第16条 収支の報告

本団の収支については、通常総会において報告し承認を得る。

第7章 規約の改正

第17条 この規約の改正は運営委員会において認められ総会において出席者の過半数の 同意を必要とする。

ただし、字句の加除修正等は運営委員会において行うことができる。

附 則	平成23年	2月20日	制 定
	平成23年	4月10日	一部改訂
	平成24年	4月15日	一部改訂
	平成25年	4月21日	一部改訂
	平成26年	4月13日	一部改訂
	平成28年	4月10日	一部改訂